

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を
策定する。

1.計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2.内容

目標1 計画期間内に育児休暇の取得率を次の水準以上にする。(対象者に対して)
男性社員…取得率を70%以上にする
女性社員…取得率を100%にする

【対策】

令和7年4月～ 育児・介護休業に関する規則の改正
令和7年4月～ 対象者社員に育児休業制度の周知

目標2 小学校入学前の子を持つ社員に対して、始業開始時間等の変更及び短時間
勤務制度を導入する。

【対策】

令和7年4月～ 社員へのニーズの把握、検討開始
令和7年10月～ 育児・介護休業に関する規則の改正
全社員へ始業開始時間等の変更及び短時間勤務制度の周知

目標3 地域の小学校・中学校・高校に対して、工場見学及び職場体験・インター
ンシップの受け入れを強化する。

【対策】

令和7年4月～ 受け入れ体制について検討開始
令和7年8月～ 順次、工場見学及び職場体験・インターンシップの受け入れ開始

3.公表

各職場への掲示及び当社ホームページへ掲載する。